会津若松市ユニバーサルデザイン推進イメージキャラクター「ゆにばくん」の使用に関する要綱 (平成24年4月23日決裁) (令和3年6月16日一部改正)

(目的)

- 第1条 この要綱は、会津若松市ユニバーサルデザイン推進イメージキャラクター「ゆにばくん」 (以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定めることにより、キャラクターを適正 に普及させ、もって会津若松市のユニバーサルデザインの推進を図ることを目的とする。 (キャラクターのデザイン及び権利)
- 第2条 キャラクターのデザインは、別記のとおりとする。
- 2 キャラクターに係る著作権その他全ての権利は、会津若松市に帰属する。 (使用承認の申請)
- 第3条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ会津若松市ユニバーサルデザイン推進イメージキャラクター「ゆにばくん」使用承認申請書(第1号様式)により会津若松市長(以下「市長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
 - (1) 報道関係機関等が報道の目的で使用するとき。
 - (2) その他市長が適当と認めたとき。

(使用承認)

- 第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。
 - (1) ユニバーサルデザインの推進又は正しい理解の妨げになるおそれがあると認められるとき。
 - (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあると認められるとき。
 - (3) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあると認められるとき。
 - (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、市長がキャラクターの使用について不適当と認められるとき。
- 2 前項の承認は、会津若松市ユニバーサルデザイン推進イメージキャラクター「ゆにばくん」 使用承認書(第2号様式)をもって行うものとする。
- 3 市長は、第1項の承認に際し、必要な条件を付すことができる。 (使用料)
- 第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

- 第6条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 承認された内容にのみ使用し、市長の指示する条件に従うこと。
 - (2) 定められた色、形等を正しく使用すること。なお、キャラクターデザインの向きの反転、 又はモノクロ印刷は認めるものとする。
 - (3) 縦横比の変更はしないこと。
 - (4) キャラクターデザインの改変はしないこと。
 - (5) キャラクター使用時には「会津若松市ユニバーサルデザインキャラクター ゆにばくん」、 又は「会津若松市UDキャラクター ゆにばくん」と表記を付すこと。 但し、スペース等の関係で、表記が難しい場合は「ゆにばくん」と表記すること。
 - (6) キャラクターを使用する権利は、これを譲渡し、又は転貸ししないこと。

(承認内容の変更の申請)

第7条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとする場合は、あらかじめ会津若松市ユニバーサルデザイン推進イメージキャラクター「ゆにばくん」使用承認変更申

請書(第3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、会津若松市ユニバーサルデザイン推進イメージキャラクター「ゆにばくん」使用変更承認書(第4号様式)をもって行うものとする。
- 3 変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取り消し)

第8条 市長は、キャラクターの使用がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

(使用状況の報告等)

第9条 市長は、使用承認を受けた者に対し、必要に応じ使用状況について報告させ、又は、調 査をすることができるものとする。

(責任の制限)

- 第10条 第8条の規定により、キャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に 損害が生じても、市長はその責めを負わない。
- 2 キャラクターの使用承認を受けた者が、キャラクターの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、市長は、損害賠償、損失補償、その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取り扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、交付の日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。